岩倉市一般廃棄物処理計画 令和7年度実施計画

1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項及び岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 6 年岩倉市条例第 19 号)第 7 条の規定に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものです。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- 3 一般廃棄物 (ごみと資源) の処理
- (1) 一般廃棄物 (ごみと資源) 処理量の状況

ア 一般廃棄物 (ごみと資源) の目標値

① 収集ごみの減量目標 令和7年度家庭系ごみの1人1日当たりの排出量 417g/人・日

② 資源化目標

令和7年度資源化率 23.49%

〔資源化率(%)=(資源+集団回収)/(ごみ+資源+集団回収)〕

(単位:トン)

(単位:トン)

イ 令和7年度の一般廃棄物 (ごみと資源) 処理量 (計画)

	` '	. ,				
区分	ごみ (A)	資源(B)	収集運搬 量 計 (A+B=C)	集団回収 (D)	直接搬入量 (E)	処理量計 (C+D+E)
令和7年度計画量	7, 345	1,840	9, 185	415	1, 134	10, 734
令和6年度計画量	7, 598	1,601	9, 199	420	1, 123	10, 742
令和6年度実績 (見込み)	7, 062	1, 392	8, 454	305	1, 045	9, 804

ウ 令和7年度の資源化量(計画)

, , , , , , , , , , ,	× (8/11———————————————————————————————————			· · · · /
区分	分別収集・古紙と古着 の日・日曜資源回収 ・eーライフプラザ	プラスチック資源(※)	集団回収 (D)	計 (B+D)
令和7年度計画量	897	943	415	2, 255
令和6年度計画量	914	687	420	2, 021
令和6年度実績 (見込み)	795	597	305	1,697

(※) 令和6年度計画量及び実績(見込み)は、プラスチック製容器包装資源の値

エ 令和7年度のごみと資源の収集運搬量(計画)

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	分別資源	プラスチック資 源(※)	計 (C)
令和7年度計画量	6, 947	327	71	0	897	943	9, 185
令和6年度計画量	6, 931	597	70	0	914	687	9, 199
令和6年度実績 (見込み)	6, 424	565	73	0	795	597	8, 454

(単位:トン)

(単位:トン)

(※) 令和6年度計画量及び実績(見込み)は、プラスチック製容器包装資源の値

オ 令和7年度の小牧岩倉エコルセンターへの直接搬入量(計画)

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	埋立ごみ	計 (E)
令和7年度計画量	907	27	196	4	1, 134
令和6年度計画量	897	27	195	4	1, 123
令和6年度実績 (見込み)	833	4	205	3	1, 045

(2) 令和7年度の一般廃棄物処理に関する事業計画

第5次岩倉市一般廃棄物処理計画<基本計画>及び<推進計画(令和6年度~令和10年度)>に掲げられた事業計画のうち、令和7年度において重点的に取り組む施策は次のとおりです。

ア 施策内容

方針1 市民・事業者・市の協働によるごみ減量・資源化の一層の推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた 事業計画のうち取り組む事業		
広報・インターネット等を用いた積 極的で分かりやすい情報の提供	●情報の提供、啓発・PRの実施 ●施設見学等の実		
環境教育の推進と環境意識向上に 向けた施策の展開	施 ●授業、講座、イベント、講演等 ●市民主体の 組織づくり ●意見・情報の募集		
自己処理責任の啓発・指導	●市民に対する環境に配慮したライフスタイルへの見直しの啓発 ●排出事業者へのごみの減量化・資源化、 適正処理の指導 ●企業との懇談会の実施		
事業者への指導・支援	●「事業所ごみ減量・資源化マニュアル」の配布 ●事業者による再利用等の促進 ●民間事業者による 資源回収量の把握 ●食品廃棄物の資源化の支援		
ごみ処理費用負担の適正化	●ごみ処理費用負担の適正化 ●粗大ごみの有料戸別 収集 ●デポジット制度の導入の要望		

方針2 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集や減量化の推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた 事業計画のうち取り組む事業
分別収集・集団回収等の推進	●分別収集の推進 ●分別ルールの周知・徹底 ●日曜資源回収・eーライフプラザの実施 ●安定した資源物の回収ルートの確保 ●資源物持ち去りの禁止 ●資源集団回収の推進 ●小型家電のリサイクルの推進●家電4品目とパソコンの処理方法の周知
生ごみ等の資源化及び食品ロス削減の推進	●生ごみ処理機購入補助金 ●公共施設用生ごみ処理 機やコンポスト等の普及 ●剪定枝の資源化 ●生ご みの資源化推進事業の実施 ●食品ロス削減の推進 ●ダンボールコンポストによる堆肥化事業
事業者のリサイクル・減量化推進の ための指導	●減量計画書提出時の指導 ●事業用大規模建築物の 所有者以外の事業者への指導 ●小牧岩倉衛生組合に おけるごみ内容物調査の結果による許可業者等への指 導
適正包装の普及・推進、古紙類資源 化の推進	●レジ袋有料化等適正包装の普及・推進 ●古紙類資源化の推進 ●再生品や環境配慮型の製品の使用促進
公共施設におけるリサイクル・減量 化の推進	●公共施設から発生するごみの減量化・資源化の一層 の推進 ●公共施設の再生品使用の推進

方針3 環境配慮型のごみ処理システムの推進

	基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた 事業計画のうち取り組む事業
収集	集積場所の適正な管理	●集積場所の適正な管理 ●車両の低公害車化 ●ご み減量化・資源化の拠点としての清掃事務所の管理運 営 ●効率的な収集・運搬のためのシステムの整備(家
集運搬	収集運搬システムの整備	庭系ごみは市及び委託業者による収集、事業系ごみは 許可業者等による収集) ●排出が困難な高齢者等へ の対応の検討
	ごみ処理の安定化	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	環境へ配慮した適正処理の実施	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
中間処	ごみ処理費用負担の適正化	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
理	ごみ処理施設の適切な運営管理	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
	分別品目の見直し	●分別品目の見直し●資源化に伴うコストの検討
	資源化に伴うコストの検討	●分が加口の光色し ●員旅店に伴うコストの機的
最終	埋立量の削減	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)
処分	環境へ配慮した最終処分の実施	(小牧岩倉衛生組合において取り組むもの)

方針4 清潔で美しいまちづくりの推進

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた 事業計画のうち取り組む事業	
良好な生活環境の保持	●良好な生活環境の保持	
岩倉市公共施設アダプトプログラ ム(里親制度)の推進	●アダプトプログラム事業●アダプトプログラムの 日の推進	
クリーンチェックいわくらの推進	●クリーンチェックいわくら	

イ その他の適正処理計画

基本施策	基本計画及び推進計画に掲げられた 事業計画のうち取り組む事業			
特別管理一般廃棄物への対応	●ばいじん ●感染性一般廃棄物 ●PCBを含むも の			
その他の適正処理困難物・排出禁止物への対応	●適正処理困難物の指定 ●排出禁止物			
在宅医療廃棄物への対応	●在宅医療廃棄物の排出時の分別徹底●医療機関との協議			
災害時に発生するごみの適正処理 への対応	●災害廃棄物の処理体制の整備			
不法投棄防止対策	●不法投棄の未然防止 ●空き地の適正な管理についての指導 ●クリーンチェックいわくらや不法投棄監視ウィークを活用した不法投棄ごみの回収			

(3) ごみと資源の収集・運搬計画ア 区 域 岩倉市全域

イ 種類並びに収集及び処分の方法

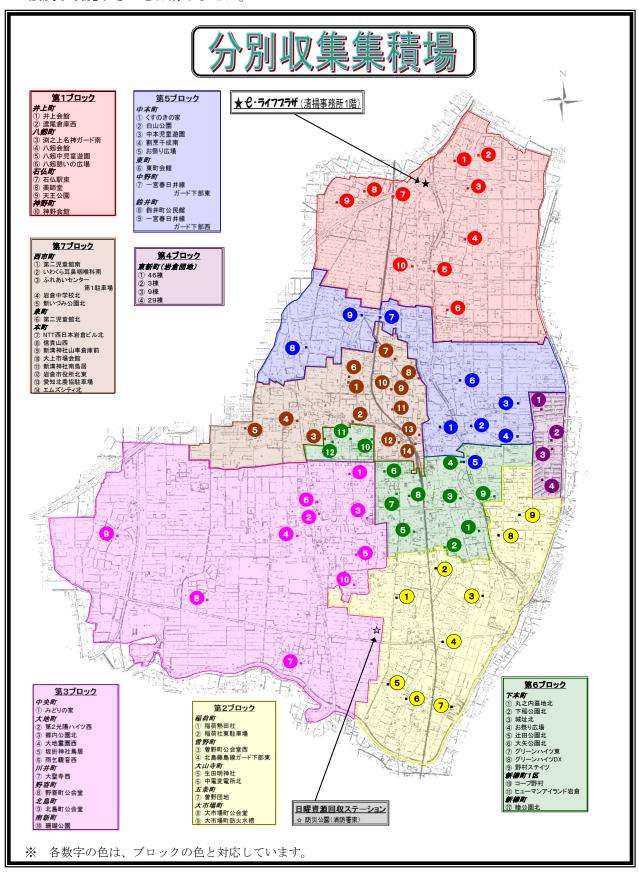
	種類	収 集 方 法	処 分 方 法
一般	○燃やすごみ (生ごみ、木・紙くず等)	南北2地区、各地区週2回、 月・木又は火・金曜日に市と 委託業者がコース収集	小牧岩倉エコルセンターのごみ溶融施設にて溶融処理した後、発生したスラグ・メタルは資源化、集じん灰は外部委託により資源化又は埋立処分
般家庭から排出され	○破砕ごみ (ゴム類、革類、プラスチック資 源以外のプラスチック製品等)	市内全域、月2回水曜日に委 託業者がコース収集(南部地 域第1・第3水曜日、北部地 域第2・第4水曜日)	小牧岩倉エコルセンターのごみ破砕施設にて破砕及び選別(鉄及びアルミ)した後、破砕残渣は、ごみ溶融施設で溶融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
れるもの	○プラスチック資源(プラスチックのみでできている製品、プラスチック製容器包装(ボトル・トレイ・キャップ・カップ・パック類及びポリ袋等)	市内全域、週1回、水曜日に 市と委託業者がコース収集	再商品化計画に基づき、中間 処理・保管後、再商品化事業 者にて資源化

	○粗大ごみ (家具・寝具・建具類、電気・ 石油・ガス機械器具類等で、 適正処理困難物と家電リサイ クル法の該当品目等を除く)		電話申し込みにより受け付ける有料戸別収集。概ね2週間に1回程度、粗大ごみ(金属)と粗大ごみ(一般)に分け、委託業者が戸別収集	粗大ごみ(金属)は再生業者に運び資源化。粗大ごみ(一般)は小牧岩倉エコルセンターにて破砕及び選別(鉄及びアルミ)した後、破砕残渣は、ごみ溶融施設で溶融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
		○びん類 (3分類[白·茶・ その他]と生きびん)	各地区月1回の分別収集、 日曜資源回収、 e - ライフプラザ 各集積場から市が収集	びん類(白・茶・生きびん) は分別された状態で再生業 者に搬送し資源化 その他色びんは中間処理・保 管後、指定法人ルートによる 再商品化事業者で資源化
一般家庭から排	資 源 ご み	○缶類	各地区月1回の分別収集、 日曜資源回収、 e - ライフプラザ 各集積場から市が収集	アルミ缶は清掃事務所に運び選別プレス後再生業者が引き取り資源化スチール缶及び金属・小型家電は分別された状態で再生業者に運び資源化ペットボトルは、中間処理・保管後、指定法人ルートによる再商品化事業者で資源化スプレー缶類は、委託業者にて穴あけ処理された後資源化、廃液は焼却処理
出されるも		○古紙・古着類 (新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、古着、 毛布及びシーツ、タオル等)	各地区月1回の分別収集及 び古紙と古着の日、 日曜資源回収、 e-ライフプラザ 各集積場から市が収集	再生業者にて資源化
0		○廃食用油 ○羽毛ふとん	e - ライフプラザ 清掃事務所に一時保管し、委 託業者が回収	再生業者にて資源化
	○危険ごみ (陶磁器・板ガラス・ ガラス食器等割れ物、かみそり・ 針など鋭利なもの)			小牧岩倉エコルセンターのごみ破砕 施設にて破砕及び選別(鉄及 びアルミ)した後、破砕残渣
		型ごみ 大ごみに該当しない不燃物)		は、ごみ溶融施設で溶融処理。発生したスラグ・メタルは資源化
		害ごみ 光管等の水銀含有物)	各地区月1回の分別収集、 日曜資源回収、 e - ライフプラザ 各集積場から市が収集	蛍光管は清掃事務所で破砕 し、ドラム缶で密封保管後、 再生業者に搬送し資源化
	○乾電池類 (乾電池、コイン・ボタン電池、 小型充電式電池、充電式電池が内 蔵された片手大の小型家電等)			ドラム缶で密封保管後、再生 業者に搬送し資源化

事業所から排	○事業系一般廃棄物	事業所で分別し、許可業者又は、事業所自らが小牧岩倉エコルセンターに搬入	小牧岩倉エコルセンターのごみ溶融 施設にて溶融処理。発生した スラグは資源化
ら排出されるもの	○資源類	事業所で分別し、収集運搬業者又は、事業所自らが搬入	品目ごとに再生業者にて資 源化

ウ 分別収集集積場

分別収集集積場は、下図の 70 か所に指定します。ただし、地区等からの要請があり場所の新 設及び改廃することは妨げません。



エ 適正処理困難物・排出禁止物

農薬等の化学薬品、プロパンガス等のガスボンベ類、消火器、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、ソーラーパネル、テレビ等の特定家庭用機器、パーソナルコンピュータ、オートバイ・農業用機械器具・ピアノ等の重量物、タイヤ・金庫・がれき等の処理困難物及び特別管理一般廃棄物は、当該物を取り扱っている販売店又は専門の処理業者等に引き取ってもらい適正に処理するものです。

(4) ごみ処理施設及び最終処分場概要

ア 処理主体 小牧岩倉衛生組合

イ 施設概要

施設名	小牧岩倉エコルセンター	
所 在 地	小牧市大字野口 2881 番地 9	
着工	平成 23 年 9 月 1 日	
竣工	平成 27 年 3 月 22 日	
施設種類	ごみ溶融施設	ごみ破砕施設
処 理 方 式	シャフト炉式ガス化溶融炉	破砕選別方式 (鉄、アルミ回収)
処 理 能 力	197 t /日 (98. 5t/日×2 炉)	27t/5 H
余 熱 利 用	蒸気タービン発電(最大出力・ 公共施設に熱源供給	4, 270 kW)

ウ 最終処分場

施設名	環境センター処分場
所 在 地	小牧市大字林 1821 番地 3
事業区域面積	162, 734. 05 m²
埋立開始	平成 10 年 4 月 30 日
埋立容量	293, 900 m³
埋立方法	サンドイッチ工法
浸出水処理設備	処理水量 100 m³/日

4 生活排水の処理

(1) 生活排水の処理目標

年 度	令和5年度(実績)	令和6年度	令和7年度
生活排水処理率	81.0%	81.2%	81.2%

[生活排水処理率(%)=(下水道・合併処理浄化槽を使用している人口)/(区域内人口)]

(2) 公共下水道の整備計画

公共下水道で処理する区域は、五条川左岸処理区及び五条川右岸処理区で構成されており、その うち左岸については、平成12年度に整備を完了しております。一方、右岸については、平成6年 度に事業着手し、現在も事業を推進しています。

令和7年度公共下水道整備状況の見通し

区 分	至 分 整 備 面 積			整備人口		
	左岸	右岸	計	左岸	右岸	計
令和7年度	156. 8 ha	318. 3 ha	475. 1 ha	12, 296 人	24, 483 人	36,779 人

[※]令和7年度の整備計画地域は、神野町、石仏町 (7.9ha) を予定。

(3) 合併処理浄化槽の促進計画

平成元年度から公共下水道の事業計画区域外における合併処理浄化槽設置整備費に対する補助 事業を行っており、将来下水道の整備が見込めない地域における、既設の汲み取り便槽及び単独処 理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

令和7年度浄化槽の見込み

年 度	令和5年度(実績)	令和6年度	令和7年度
合併処理浄化槽	1,818基	1,874基	1,955基
単独処理浄化槽	2,115基	2,098基	2,076基

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア 処理区域 岩倉市全域

イ 収集・運搬及び処分の方法

種類	収 集	方	法		処	分	方	法
し尿及び浄化槽汚泥	岩倉市が委託及び 処理業者が、汲み 管理者の依頼に基	又り 便槽	アは浄化槽の	り 変え			且合愛? いて処	北クリー _: 理

ウ し尿及び浄化槽汚泥の処理計画量

\ \ \ - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	し尿	浄化村		
令和7年度 処理計画量		単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	口頂
光光 可 四 里	3 3 3 kℓ	4, 812kℓ	4, 223kℓ	9, 369kℓ

エ し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

処 理 主 体	愛北広域事務組合
施設名	愛北クリーンセンター
所 在 地	岩倉市野寄町向山 760 番地
着工	平成2年7月6日
竣工	平成5年2月27日
処 理 方 法	高負荷脱窒素処理+一次処理水下水投入方式
処理能力	280 kℓ/日(し尿+浄化槽汚泥)

(5) 普及啓発及び計画の推進

- ●生活排水処理対策に関する市広報等への掲載
 - ・浄化槽の正しい維持管理(保守点検、清掃、法定検査)に努める。
 - ・合併処理浄化槽への転換を促進するため、岩倉市合併処理浄化槽設置整備補助事業の周知を 図る。
 - ・節水、廃食用油の適正処理及び e ライフプラザでの回収の周知、洗剤の適正利用など家庭でできる発生源対策について普及啓発を行う。
- ●不適切な維持管理を行う浄化槽管理者への指導など迅速な苦情対応に努める。
- ●市民団体の協力のもと、小学生を対象とした水生生物調査(五条川)の実施
- ●市民団体との協働による環境教育の実施